

福祉推進員とは

地域で安心して、心豊かに暮らすことができる
福祉のまちづくりを推進する担い手です！



「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたい」それは住民すべての願いです。

しかし、少子・高齢化の進展、家族機能の低下、地域でのつながりの希薄化などにより、寂しさや不安を抱えて暮らす高齢者や障がい者の方が多くなっています。

支援が必要な方が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、地域の中で孤立しないよう、身近な地域の方の日常的な「見守り・声かけ活動」が必要となります。

このため、東根市と東根市社会福祉協議会では、平成22年度に「福祉推進員」制度を創設しました。

福祉推進員は、区長及び地区社会福祉協議会の推薦にもとづき、市社会福祉協議会会長が委嘱し、身近な福祉活動に従事していただいています。（令和5年度は、148区に144名の福祉推進員が設置されています。）

●具体的な活動内容や支援方法は、担当地区の区長や民生委員児童委員と協議して決めます。（福祉推進員は、訪問活動などを通じて見守り声かけ活動を行い、支援に関する関係機関との連絡調整は、民生委員児童委員及び区長が行います。）

●任期は、原則として2年間です。

●原則としてボランティア活動となります。活動報償費として年額5,000円を交付します。

ボランティア活動保険に加入しておりますので、見守り活動中などにけがをした場合は速やかに市社会福祉協議会へご連絡ください。

《福祉推進員の主な活動》

担当地域の区長・民生委員児童委員と協議の上、活動の詳細が決まります。

例えば…

見守り活動の推進

高齢者や障がい者世帯などに対し、訪問活動などを通じて、見守り・声かけ・安否確認をおこないます。ふれあい配食サービスの配達を通じて、高齢者の安否確認や見守りを行うこともあります。

自治組織(区)内での福祉活動への参加

いきいきサロンの運営や区でおこなわれる福祉活動への協力など。

見守り・連携のネットワークのイメージ

